

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人碧いびわ湖（以下、「当法人」という。）の職員の給与について定めたものである。

2 非常勤職員、アルバイト等については別に定める個別労働契約によるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

①通勤手当

②携帯電話手当

③住宅手当

④家族手当

(基本給)

第3条 基本給は、本人の職務内容、技能、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

(給与改定)

第4条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次の各号に掲げる従業員（従業員の住居より勤務地までの距離が1.5kmを超える者に限る。）に当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする従業員…1か月定期代相当額を支給する。

(2) 自動車等を使用することを常例とする従業員…自動車等の総使用距離に18/kmを乗じたものを支給する。

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担するほか、併せて自動車等を使用することを常例とする従業員…前二号に準じて計算した額の合算額を支給する。

(携帯電話手当)

第6条 携帯電話手当は、業務の遂行にあたり携帯電話を使用する必要がある従業員に対し、月額3,000円を支給する。

(住宅手当)

第7条 住宅手当は、世帯主である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているものに支給する。

- 2 住宅手当の月額は10,000円とする。

(家族手当)

第8条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、代表理事が認めた者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 満18歳未満の子および孫
- (3) 父母および祖父母
- (4) 心身に重大な障害のある子および孫

- 3 扶養手当の月額は、1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに代表理事あてに届け出なければならない。

(割増賃金)

第9条 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

- (1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合
基準賃金×1日8時間を超えて勤務した時間数(フレックスタイム制を選択した場合は清算期間中の総労働時間を超えた時間数)×1.25
- (2) 深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務した場合
基準賃金×深夜に勤務した時間数×0.25
- (3) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合
基準賃金×所定休日に勤務した時間数×1.25
- (4) 法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合
基準賃金×法定休日に勤務した時間数×1.35

- 2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。

(基本給+職務手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

基準賃金 ÷ 1か月の平均所定労働時間数

(給与の支給日)

第11条 給与の計算期間は毎月21日より当月20日までとし、支給日は当月の25日(その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

- 2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額 of 賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支給方法)

第12条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

- 2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(賞与)

第13条 賞与の支給月は、原則として年2回6月、12月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務成果および当法人の財政状況を勘案し、年間で基本給3ヶ月分を上限に代表理事が決定する。

- 2 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏季手当 当年12月1日より当年5月31日まで

冬季手当 前年6月1日より当年11月30日まで

- 3 賞与の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、賞与の支給日現在に在籍する者に支給する。
- 4 前各項にかかわらず、当法人の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項については、代表理事が定める。

付則

この規程は、2022年6月27日から施行する。(2022年6月27日理事会議決)